

令和3年4月閉会議会

議 案 説 明



議案第 1 3 5 号 令和 3 年度四日市市一般会計補正予算（第 2 号） 及び  
議案第 1 3 6 号 四日市ドーム条例の一部改正について

並びに

報告第 1 8 号 弾力条項の適用について から

報告第 2 0 号 議決事件に該当しない契約について まで

ただいま上程されました議案等についてご説明申し上げます。

議案第 1 3 5 号は、本市一般会計補正予算第 2 号案であります。

補正の内容は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得のひとり親世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、国が予備費の使用を決定したことから、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金のうち、児童扶養手当受給者等のひとり親世帯分として児童一人につき 5 万円を支給するため、所要の予算措置を行おうとするものであります。

また、本市独自の緊急支援策として 4 回目の支給となる、四日市市子育て世帯生活支援特別給付金につきましては、国の特別給付金の対象とならなかった、ひとり親世帯に対して児童一人につき 3 万円を支給するため、所要の事業費及び事務費を計上しております。

歳入歳出予算につきましては、2 億 1, 7 2 5 万円の増額で、補正後の予算額は、1, 2 2 7 億 4, 7 9 1 万 2 千円となります。

以上、歳出につきまして概要をご説明申し上げましたが、歳入につきましては、国庫支出金の特定財源を計上するとともに、財政調整基金繰入金の増額補正を行い、収支の均衡を図りました。

議案第 1 3 6 号 四日市ドーム条例の一部改正につきましては、令和 3 年 2 月議会において同条例を改正した際、利用料金に係る規定に誤りがあったことから、これを改めようとするものであります。

報告第 1 8 号につきましては、地方自治法第 2 1 8 条第 4 項の規定に基づき、令和 2 年度四日市市競輪事業特別会計における弾力条項の

適用について報告するものであります。

報告第19号につきましては、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、13件の専決処分事項を報告するものであります。

報告第20号につきましては、議決事件に該当しない契約についての報告に関する条例に基づき、3件の契約を報告するものであります。

以上が議案等の概要であります。

どうかよろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。